

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日	2024年4月1日～
-------------	------------

<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>目次（略）</p> <p style="text-align: center;">第1章～第4章（略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 付加機能 （付加機能の提供）</p> <p>第39条 当社は、I P伝送契約者（<u>VPN（イーサアクセス）契約者を含みます。以下、本章において同じとします。</u>）から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能（臨時VPN契約者については、当社が別に定める付加機能に限り、以下同じとします。）を提供します。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「VPN契約」とあるのは「付加機能」と読み替えるものとします。</p> <p>3 <u>当社は、料金表第1表において、第1項の請求に基づきVPN契約者（アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに限り、以下「タイプ1」とします。）に提供される機能については、VPN（イーサアクセス）契約者へ提供することができるものとします。この場合、料金表第1表において「VPN契約」とあるのは「VPN（イーサアクセス）契約」に、及び「VPN契約者」とあるのは、「VPN（イーサアクセス）契約者」に読み替えるものとします。また、料金表第1表において「VPNサービス（アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに限り、以下「タイプ1」とします。）に提供されるサービス）」とあるのは、「当社が別に定める契約約款及び料金表に規定するサービス」と読み替えるものとします。</u></p> <p>（注1）本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、臨時付加機能（臨時VPN契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）とします。</p> <p>（注2）<u>本条第3項に規定する当社が別に定める契約約款及び料金表に規定するサービスは、Universal Oneサービス契約約款（第3編）に規定するVPNサービスとします。</u></p> <p>第40条～第42条（略）</p> <p style="text-align: center;">第6章～第14章（略）</p> <p>別記 1～13（略）</p>	<p>▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>目次（略）</p> <p style="text-align: center;">第1章～第4章（略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 付加機能 （付加機能の提供）</p> <p>第39条 当社は、I P伝送契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能（臨時VPN契約者については、当社が別に定める付加機能に限り、以下同じとします。）を提供します。</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）<u>削除</u></p> <p>第40条～第42条（略）</p> <p style="text-align: center;">第6章～第14章（略）</p> <p>別記 1～13（略）</p>
---	---

Universal Oneサービス契約約款（第2編）【現改比較表】 2024年4月1日現在	
～2024年3月31日	2024年4月1日～
<p>14 I P 伝送サービスに係る回線制御装置の提供等</p> <p>(1) 当社は、I P 伝送契約者（次のアからウまでに掲げる者を除き、<u>V P N（イーサアクセス）契約者を含みます。</u>以下この別記14において同じとします。）から請求があったときは、そのI P 伝送サービスに係る回線制御装置（I P 伝送契約者が、そのI P 伝送契約に係るI P 伝送サービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、I P 伝送契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2)～(14) （略）</p> <p><u>(15) V P N（イーサアクセス）契約者がこの別記14に係る請求を行なった場合、料金表第3表において、「V P Nサービス（イーサアクセスに係るものに限ります。）」とあるのは、「当社が別に定める契約約款に規定するサービス」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>(注) (15)に規定する当社が別に定める当社の契約約款に規定するサービスは、Universal Oneサービス契約約款（第3編）に規定するV P Nサービスとします。</u></p> <p>15～19 （略）</p> <p>料金表 （略） 料金表別表 （略）</p>	<p>14 I P 伝送サービスに係る回線制御装置の提供等</p> <p>(1) 当社は、I P 伝送契約者（次のアからウまでに掲げる者を除きます。以下この別記14において同じとします。）から請求があったときは、そのI P 伝送サービスに係る回線制御装置（I P 伝送契約者が、そのI P 伝送契約に係るI P 伝送サービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、I P 伝送契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2)～(14) （略）</p> <p>15～19 （略）</p> <p>料金表 （略） 料金表別表 （略）</p>